

議案第86号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年6月17日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「12,800円」を「14,500円」に、「10,800円」を「12,200円」に、「10,900円」を「12,400円」に、「5,450円」を「6,200円」に、「8,900円」を「10,100円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「9,600円」を「10,900円」に、「4,800円」を「5,450円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の公布の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第58号）新旧対照表

改正前					改正後					備考
別表（第1条、第3条、第4条関係）					別表（第1条、第3条、第4条関係）					
職名	報酬		費用弁償		職名	報酬		費用弁償		
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職		支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	
(略)					(略)					
投票管理者	日額	<u>12,800円</u>			投票管理者	日額	<u>14,500円</u>			
開票管理者	一回の開票管理につき	<u>10,800円</u>			開票管理者	一回の開票管理につき	<u>12,200円</u>			
投票立会人	日額（投票立会 従事時間7時間以上のもの）	<u>10,900円</u>			投票立会人	日額（投票立会 従事時間7時間以上のもの）	<u>12,400円</u>			
	日額（投票立会 従事時間7時間未満のもの）	<u>5,450円</u>				日額（投票立会 従事時間7時間未満のもの）	<u>6,200円</u>			
開票立会人	一回の開票立会につき	<u>8,900円</u>			開票立会人	一回の開票立会につき	<u>10,100円</u>			
選挙長	一回の選挙会事務につき	<u>10,800円</u>			選挙長	一回の選挙会事務につき	<u>12,200円</u>			
	日額（選挙会事務以外の事務	<u>10,800円</u>				日額（選挙会事務以外の事	<u>12,200円</u>			

改正前					改正後					備考
	の場合に限る。)					務の場合に限る。)				
選挙立会人	一回の選挙会立会につき	<u>8,900円</u>			選挙立会人	一回の選挙会立会につき	<u>10,100円</u>			
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>			期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>			
期日前投票所の投票立会人	日額(投票立会従事時間6時間以上のもの)	<u>9,600円</u>			期日前投票所の投票立会人	日額(投票立会従事時間6時間以上のもの)	<u>10,900円</u>			
	日額(投票立会従事時間6時間未満のもの)	<u>4,800円</u>				日額(投票立会従事時間6時間未満のもの)	<u>5,450円</u>			
(略)					(略)					

議案第86号 説明資料

【主な改正の理由】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正(令和7年6月4日公布・即日施行)に伴い、当該法律に規定される基準額を参酌している投票管理者、投票立会人等の報酬額について改正するもの。

【改正の内容等】

職名	改正の内容	現行の報酬額	改正後の報酬額
投票管理者	基準額を参酌している法律の改正に合わせた報酬額の引き上げ	12,800円	14,500円
開票管理者		10,800円	12,200円
投票立会人		10,900円 (7時間未満の従事の場合は5,450円)	12,400円 (7時間未満の従事の場合は6,200円)
開票立会人		8,900円	10,100円
選挙長		10,800円	12,200円
選挙立会人		8,900円	10,100円
期日前投票所の投票管理者		11,300円	12,800円
期日前投票所の投票立会人		9,600円 (6時間未満の従事の場合は4,800円)	10,900円 (6時間未満の従事の場合は5,450円)

【適用の時期】

公布の日以降その期日を公示又は告示される選挙について適用